

控除対象外消費税による損税の推計

——学校法人を事例として——

下山 朗¹⁾
沈 成 珠²⁾

1. はじめに

2019年に消費税の税率は10%に引き上げられ、わが国の基幹税の一つとしてその重要性は増しつつあり、増税に伴い非課税制度をはじめ様々な特例措置の意義や影響は大きなものになっている。消費税の負担を考えると、税率や逆進性は大きな影響であるが、納税者である企業に与える影響として、事業者が消費税を自己負担するいわゆる「控除対象外消費税の問題」が挙げられる。「控除対象外消費税の問題」は、企業ごとに実際の仕入率とみなし仕入率の乖離等により生じている益税と、仕入に係る消費税額を販売価格に転嫁できないことにより、法律上では、最終消費者が負担すると想定されている消費税額分を事業者が費用として自己負担している現象である損税に分けられる。

前者の益税に関する研究として、跡田(1996)、藤川(1991, 1997)、高林・下山(2001)、橋本(2002)、鈴木(2011)、下山(2020)など多数存在する。これらの研究の多くは、益税の金額の大きさを推計したうえで簡易課税制度や事業者免税点制度の問題点を指摘している。一方、後者の損税に関する研究は、医療機関に関する研究が中心であり、その意義や課題について論じたものとして安部(2015a, 2015b)、浅井(2016)、岩岡(2020)などがあり、損税の大きさについて推計を行ったものとして、鈴木(2013)、森・森田(2016)等が挙げられる。消費税の非課税取引については、医療機関だけでなく教育機関においても同様であるが、それらについては十分な研究がなされていない現状といえる。

そこで本稿では、学校法人を事例として、控除対象外消費税による損税の推計を行いその課題と実態を明らかにしていく。構成は以下のとおりである。2節において、消費税制度における控除対象外消費税の考え方について、制度と仕組みから概観する。3節では損税の推計方法についてみていく。4節では、3節の推計方法によって求められた、損税の大きさを推計しその結果について検討する。5節では、本稿で得られた結論をまとめるとともに、今後の課題を挙げていく。

1) 大阪経済大学 経済学部 教授。

2) 大阪経済大学 経済学研究科 博士課程前期課程2年。

2. 消費税制度における控除対象外消費税の考え方

わが国の消費税は、1989年に税率3%で導入された後、1997年に5%（地方消費税率を含む、以下同じ）、2014年に8%に引き上げられ、2019年10月1日には、標準税率10%、軽減税率8%へ増税され、また今日では更なる増税の議論がなされようとしている。消費税の負担を考えると、その税率自身が与える影響や逆進性は大きな影響であるが、納税者である企業に与える影響として、事業者が消費税を自己負担するいわゆる「控除対象外消費税の問題」が挙げられる。「控除対象外消費税の問題」とは一般に、仕入に係る消費税額を販売価格に転嫁できないことにより、法律上では、最終消費者が負担すると想定されている消費税額分を事業者が費用として自己負担している現象であり、一般的に損税といわれることも多い³⁾。

そこで本節では、消費税制度の仕組みについて概観したのちに、損税が発生するメカニズムについて考察する。

2.1. 消費税制度の仕組み

消費税は、課税対象を財・サービスの消費に着目して行われる税目であり、この消費税には、特定の財だけに課税する個別消費税と一般的な財・サービス全般に課税する一般消費税に分けられる。消費税は、家計や企業が支出する消費を課税ベースとしており、ここでは特定の財に留まらず幅広い種類の財・サービスを対象としているから、一般消費税に属する。

なお、一般消費税には、1つの取引段階でのみ課税される単段階課税と各取引段階で課税する多段階課税が存在する。単段階課税では、製造・卸売・小売のどの段階で課税するかにより、製造業者売上税・卸売売上税・小売売上税に区分される。一方、多段階課税は、売上を課税標準として課される取引高税と付加価値を課税標準として課される付加価値税に分けられる。日本の消費税は、財・サービスを課税対象として、納税義務者を事業者と定め、事業者が販売価格に消費税相当額を次の取引相手に税負担をさせる税額転嫁を行い、このような多段階課税で生じる税の累積を排除するために仕入税額控除を行い、事業者が納税する仕組みになっている。

また、わが国の消費税は、すべての国内における財やサービスの販売・提供が課税対象となり、消費一般に広く公平な負担を求める一般消費税であるが、すべての財やサービスを課税対象とするには、消費税という性格上なじまない財やサービスがあったり、また政策的配慮のため課税対象とならないものが存在する。それが非課税取引である。日本では土地取引や、金融取引また政策的なものとして医療・福祉・教育などの分野が非課税の対象となっている。非課税取引はその論拠によって、2つに分けて説明されるのが一般的で

3) 損税は非課税取引を行う業種のうち、消費税相当額を価格に転嫁することのできない業種に生じる問題であり逆に、簡易課税制度や免税店制度に伴って生じる現象のことを益税という。

ある（表1）。

第1に、「税の性格から非課税としているもの」であり、土地の譲渡及び貸付け、有価証券、支払手段の譲渡等である⁴⁾。第2に、技術的に消費税を課することは不可能ないし容易ではあるが、社会政策的配慮から非課税としているものがある。社会的政策配慮とは、この取引に消費税を課税して最終消費者の負担を増やすことは適切ではない、と考えられた結果、消費税を課されない取引であり、公的な医療保障制度に基づく療養・医療等や社会福祉・更生保護事業等である。

表1 消費税の非課税取引の類型

税の性格から課税対象とすることになじまないもの	①	土地の譲渡，土地の貸付け
	②	有価証券，支払手段などの譲渡
	③	利子を対価とする金銭の貸付けなど
	④	1 郵便切手，印紙などの譲渡 2 商品券，プリペイドカードなどの譲渡
	⑤	1 住民票・戸籍抄本の交付等の行政サービス手数料など 2 外国為替など
社会的政策配慮に基づくもの	⑥	社会保険医療など
	⑦	1 介護保険法に基づく居宅サービスなど 2 社会福祉事業など
	⑧	助産
	⑨	埋葬料，火葬料
	⑩	身体障害者用物品の譲渡など
	⑪	授業料，入学検定料，入学金，施設設備費，在学証明等手数料など
	⑫	教科用図書の譲渡
	⑬	住宅の貸付け土地の譲渡および貸付

出所：税務大学校「消費税法（基礎編）令和4年度版」に基づいて筆者作成⁵⁾。

そこで次節では、これらの非課税取引となっている企業（産業）が取引にある場合の消費税の負担のあり方について、通常の場合とどのように異なるのか検討する。

2.2. 仕入税額控除の仕組みと損税

仕入税額控除による事業者ごとの確定消費税額は、「売上税額-仕入税額」で求められる⁶⁾。

4) これらの中には、技術的に消費税を科することが困難であるものも含まれている。

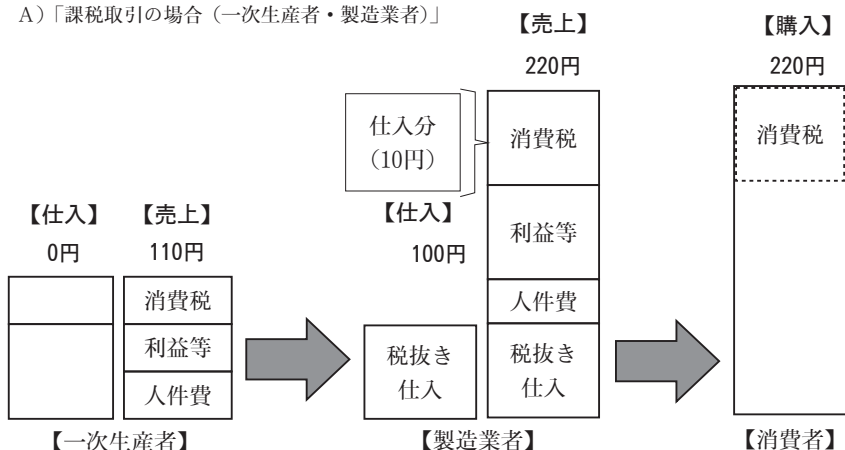
5) 税務大学校「消費税法（基礎編）令和4年度版」

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/syouhi/mokuji.htm>)，2023年3月3日閲覧。

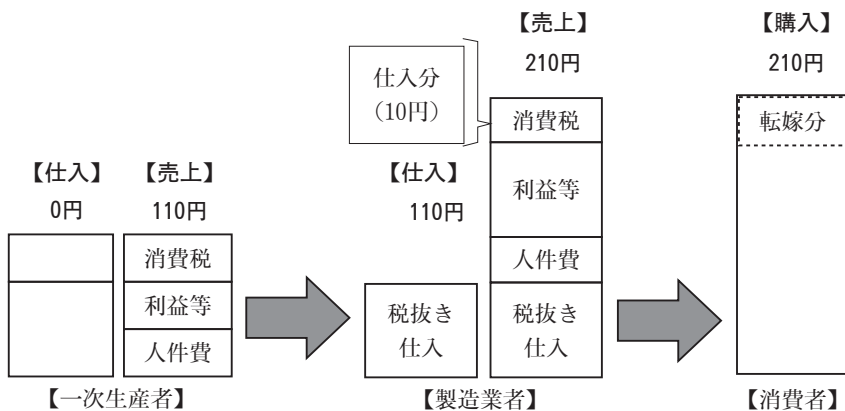
6) これは、事業者が商品の生産販売において新たに追加した付加価値に対応したものといえる。

図1 課税取引と非課税取引ごとの仕入税額控除の違い

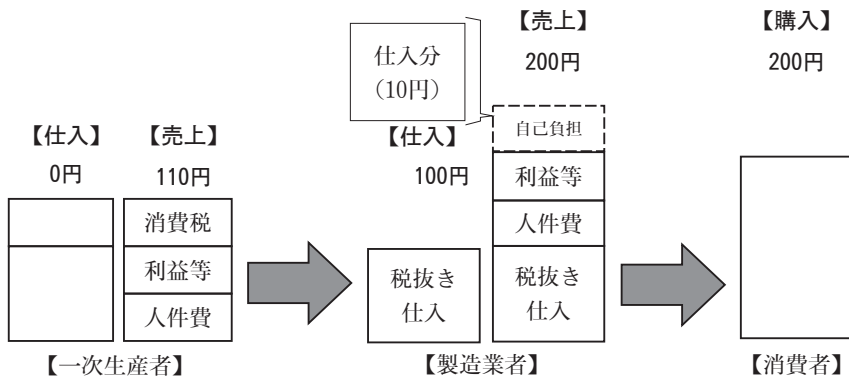
A) 「課税取引の場合（一次生産者・製造業者）」



B) 「非課税取引の場合（製造業者・転換可能）」



C) 「非課税取引の場合（製造業者・転換不可能）」



出所：筆者作成。

現行の消費税は、納付税額の計算方法として前段階税額控除方式の形がとられている。これは「課税期間中の売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除する」ことにより計算される。すでにみたように非課税取引は、売上が課税の対象から外れるだけで、対応する仕入税額の控除は認められない。その影響を見たものが図1である。

図1では、中間業者である製造業者が課税取引の場合と仮に非課税取引の場合についてその価格転嫁の違いをみている⁷⁾。さらに、非課税取引については、転嫁可能なケースと転嫁不可能なケースに分類している。A) 課税取引の場合、製造業者は、消費者から20円の消費税を受取り、10円の消費税を一次生産者に支払い10円を納税し、一次生産者は10円の納税をし、合計20円の納税となる。次に、B) 非課税取引の場合で転嫁可能なケースにおいては、製造業者は、販売価格を10円値上げして、消費者から10円を受取り、10円の消費税を一次生産者に支払うことになる。その結果、非課税取引であるにもかかわらず、仕入に含まれている税額の10円は消費者が負担し、210円となっている。さらに、C) 非課税取引の場合で転嫁不可能なケースにおいては、製造業者は、消費者から仕入税額分を受取れず、10円の消費税を一次生産者に支払うことになる。その結果、消費者が直面する価格は、政策的配慮のため課税対象とならない非課税取引の恩恵を受け200円となる。一方で中間業者である製造業者は、その10円を利益等から自己負担することになり、この10円分がいわゆる損税になると考えられる。

このような控除対象外消費税により生じている損税が実際にどの程度であるのかについて、次節以降で推計を行っていく。

3. 損税の推計方法

すでに述べたように、仕入に係る消費税額を売上価格に転嫁できないことにより、本来、最終消費者が負担すべき消費税額を事業者がコストとして負担している現象を損税といい、社会政策的配慮によるものである。学校の授業料、入学検定料等を主な収入源としている学校法人は、損税が発生している可能性がある。一方、これらの損税に関する研究の蓄積は十分ではないことから、本節では学校法人を対象とした損税の推計を行い、その実態を明らかにしていく。

本節の構成は以下のとおりである。まず損税の推計方法についてみていく。推計対象として学校法人を取り上げることから、通常の企業会計と異なる点についてまず概観する。そののちに、分析対象として、対象とした学校法人、財務情報、年次について整理する。最後に、推計方法として、課税仕入の対象となる費目、部分的に調整が必要な費目、課税売上の対象項目についての整理をしていく。

7) 前節での非課税取引の累計には製造業が含まれているわけではないが、ここでは仮に非課税取引であった場合と想定して説明している。

3.1. 学校会計と企業会計の違い

学校法人の事業は、教育・研究活動を行うことを目的とした非営利事業であり、「学校法人会計」と呼ばれる、予算を重視した収支計算を基本とする会計ルールを用いて経営状況は財務情報が公表されている。具体的には、私立学校振興助成法により文部科学省の定めた「学校法人会計基準」に従って財務計算に関する書類が作成され文部科学省へ提出することが求められる⁸⁾。事業の永続性と財政の健全性の観点から、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」等を作成している。企業会計との違いについてみたものが表2である。

表2 企業会計と学校法人会計の違い

	学校法人会計	企業会計
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則
計算書類	資金収支計算書 （資金収支内訳表、人件費内訳表、活動区分資金収支計算書） 事業活動収支計算書 （事業活動収支内訳表） 貸借対照表 （固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表 株主資本等変動計算書 等

出所：大阪経済大学「学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて⁹⁾」より抜粋。

学校法人会計では、学校法人会計基準により「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」などの計算書類の作成が義務付けられている。「資金収支計算書」は会計年度中の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにするために作成される計算書である。また、2015年度より資金収支計算に基づき作成される「活動区分資金収支計算書」が公表されるようになり、教育活動、施設もしくは設備の取得または売却その他これらに類する活動、資金調達その他の活動の3つの活動に区分して記載され、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に類似したものとなっている。「事業活動収支計算書」は、上述した3つの事業活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した諸活動に対応するすべての事業活動収入及び支出の均衡の状態を明らかにするために作成される計算書である¹⁰⁾。企業会計で用いられる損益計算書に類似しているが、学校法人会計における収支差額は事業活動による収支の差額から

8) これらの書類は、1970年に始まった学校法人への経常費補助金分配の基礎とするために制定されており、その作成は学校法人の経営にとって重要である。

9) 大阪経済大学「学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて」(<https://www.osaka-ue.ac.jp/file/general/26733>)、2023年3月3日参照。

10) 基本金組入額とは、自己資金で取得した資産の価額に相当する額を意味する。

基本金組入額を控除した額によって求められる¹¹⁾。このように差額を求めることによって、経常的な収支バランスを見ることが可能になり、また「教育活動収支」を分けたことで、学校法人の本務たる教育活動における収支の状況をわかりやすく把握することができるようになる。本稿の推計では、基本的には「事業活動収支計算書」の各科目データを用いて、仕入に係る消費税額を推計していく¹²⁾。

つぎに「事業活動収支計算書」に記載されている、各科目データについてより詳細にみていく。教育活動収支における事業活動収入の部に含まれるものとして、授業料、入学金、実験実習料といった「学生生徒等納付金」に該当するもの、入学検定料、試験料、証明手数料といった「手数料」に該当するもの、現金による寄付、現物寄付、施設設備の寄付といった「寄付金」に該当するもの、国庫補助金、地方公共団体補助金といった「補助金」に該当するもの、学生寮の寮費、受託研究の受入収入、公開講座料収入といった「事業収入」に該当するもの、他の収入科目に属さない収入である「雑収入」に該当するものの6つに区分される。事業活動支出の部に含まれるものとして、教員人件費、職員人件費、役員報酬といった「人件費」に該当するもの、消耗品費、光熱水費、奨学費、旅費交通費、賃借料、通信費、委託費、減価償却額といった教育研究活動に要する経費支出である「教育研究経費」に該当するもの、総務、人事、財務等の法人業務や広告、法人の補助業務といった「管理経費」に該当するもの、そのほか「徴収不能額等」などがある。

そこでこれらの計算書をもとに損税額を推計するために、次節以降では推計対象と推計方法について考察していく。

3.2. 推計対象

本稿の分析で対象とする学校法人は、大学経営を中心とする学校法人である。一般的に大学を経営する学校法人は、ホームページ上で財務情報等を公表していることが多く、データ入手の可能性が高いことが挙げられる。一方、大学を経営する学校法人といっても、必ずしも経営環境が同一とは限らない。また、消費税増税の影響等も考察するため、長期的なデータが入手可能であることも求められる。そこで本稿では、以下の5つの条件をもとに学校法人の選定をし、データのスクリーニングを行った(表3)。

1) については、大学の地域によっては、戦略や置かれている環境が異なるため、ある程度同じようにすることが必要である。特に地域圏は、高校生の進学行動にも影響を与えられと考える。そこで著者が関西の大学に勤務していることから、ある程度経営環境が類推できる、関西圏の大学を経営している学校法人とした。2) については、1) のケースと同様に、医学部や理工学部系単体の大学と文系のみ単体の大学である場合や、総合大

11) なお、2014年度までは、消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするために作成される「消費収支計算書」が同様の役割を担っており、本稿でも2014年度以前は「消費支出計算書」を用いている。

12) 「事業活動収支計算書」では、建物支出や備品支出などについて十分なデータが得られないことから、それらのデータについては「資金収支計算書」のデータを用いて補完する。

表3 推計対象の選定方法

- 1) 同地域圏で大学経営を行っていること
- 2) 学部構成等が類似していること
- 3) 入手できる財務データが7年以上、10年程度存在していること
- 4) 入手できる財務データの費目が細かいものまで明らかになっていること
- 5) 大学法人単体での財務情報が分かること

学と学部が一つないしは少ない大学である場合では、経営環境が異なるだろう。また、大学をめぐる客観的な環境のひとつとして、各大学学部の入学難易度も挙げられるであろう。すでに18歳人口は1992年の205万人から2020年は117万人まで減少し、2022年現在で定員割れの私立大学が過去最高の47.5%に上っているなど、入学難易度が低い大学と高い大学では経営戦略が異なると考えられる¹³⁾。3) については、消費税の改正が2014年に5%から8%、2019年に8%から10%と、この10年で2度行われている。そのため、これらの変化をみるためには、2014年ごろからデータが存在している学校法人を分析対象とすることでそれらの影響も検討することができる。4) については、前述した「事業活動収支計算書」の公表方法が大学によって異なっており、集計された比較的粗い費目のみ公表しているケースから、消耗品費、光熱水費など細かい費目まで公表しているケースが存在する。本稿では細かい費目を公表している学校法人を対象として分析を進めていく。5) については、学校法人が、中学や高校等の関連学校を経営している場合や、他の関連組織、他地域の大学を経営している場合などは、財務情報に対して、それらの影響が強くあらわれる可能性がある¹⁴⁾。そこで、本推計では、大学単体の経営状況が分かり、他の関連法人の影響を受けないような学校法人を対象とすることとした¹⁵⁾。

上記の条件のもと、公表されている学校法人数をみてくと、1) に関してのみであれば134法人となり、さらに2), 3), 4) の条件を加えると20法人となり、5) として文系大学を中心に運営している大学を選定すると大阪府内の大学を運営する学校法人1つ（以下、A大学）、京都府内の大学を運営する学校法人1つ（以下、B大学）、兵庫県内の大学を運営する学校法人2つ（以下、C大学およびD大学）の合計4つとなった。4大学の特徴は以下のとおりである（表4）。

A大学は、社会科学系を中心とした4つの学部および大学院があり、学生総数はおおよそ7,000人、教職員数は330人となっている。B大学は、社会科学系を中心に人文科学系および理工学部、またそれぞれ大学院がある総合大学である。学生数もおおよそ20,000人と

13) 日本私立学校振興・共済事業団「月報私学」vol. 298, 2022年10月号参照。

14) 小学校、中学校、高校などはブランド化し非常に倍率が高く、人気がある学校法人は存在する。そのような学校法人は、高校以前の教育課程の収益によって大学の赤字を補填し、公平に財務情報を比較することが困難となる可能性がある。

15) 各大学の公表されている財務情報を用いてデータ分析を行っているが、本稿ではある程度公平性を担保したうえで損税に関する比較を行うことを目的としているため、大学名は匿名にした形で以下では表記していく。

本推計で取り上げた大学ではもっとも大規模な大学となっている。C大学はA大学と同様に社会科学系を中心とした3つの学部および大学院があり学生総数は約4,000人となっており、A大学と類似性が高い大学とである。D大学は、人文社会科学系の単科大学であり学生総数は400人程度と本推計では最も小規模な大学となっている。

表4 各学校法人の特徴

		A大学	B大学	C大学	D大学
基礎データ	教員数	145	574	102	77
	職員数	185	447	154	23
	教職員数	330	1,021	256	100
	大学生数	6,966	19,502	3,888	374

出所：各学校法人情報公開データより筆者作成。

3.3. 推計方法

各学校法人の損税を推計するにあたり、以下の方法でデータのスクリーニングおよび「事業活動収支計算書」の課税仕入のデータの精査を行った。

- (1) 4大学の「事業活動収支計算書」の費目の類似性、相違性の確認
- (2) 事業活動収支計算書の費目のうち、(a)通常の課税仕入に該当する費目、(b)部分的に課税仕入が存在する費目、(c)軽減税率に該当する費目、(d)課税仕入に該当しない費目についての整理
- (3) 建物支出や備品支出などの資産性支出に関する費目のうち、課税仕入に該当する費目の整理
- (4) 大学法人に関連する費用の統合、整理

(1)については、4大学いずれも、「事業活動収支計算書」自体は細かい費目まで公表されているものの、部分的に名称や費目が異なるものが存在する。そこでそれらのデータについて対象とした年次において各大学で誤差がないか等についてスクリーニングを行った。(2)については、(b)部分的に課税仕入が存在する費目として、人件費、福利費(福利厚生費)があり、人件費については、定期代等の交通費支出に関連する部分のみが課税仕入に該当し、福利費については、学生活動援助金や慶弔費を除く部分が課税仕入に該当すると考えられる。そこで、人件費については、厚生労働省「賃金事情等総合調査」のデータから通勤手当に該当する割合を用いた¹⁶⁾。福利費については、各大学ごとの状況が分からないため、「教育研究経費」に該当する部分については、A大学の資料に基づいて2019年までは77

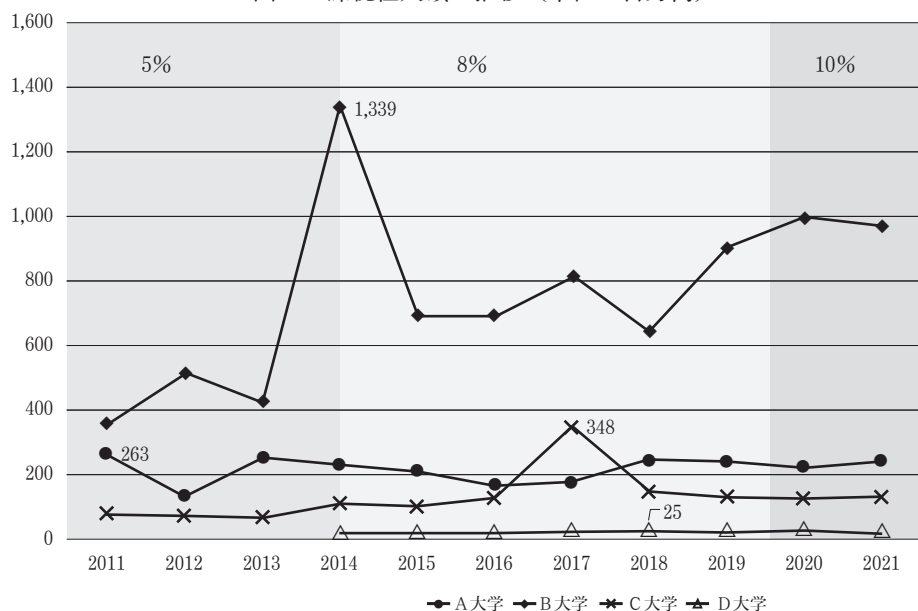
16)「第3表 産業別所定内賃金の構成」よりその他のサービスの通勤手当の比率を用いている。

％、2020年以降は95％として算出した¹⁷⁾。「管理費」に該当する部分については90％として算出した。(c)軽減税率に該当する費目については、新聞費の費目があるものについて、2019年10月以降分について軽減税率として取り扱う。(3)については、各大学の施設関係支出のうち、建物支出、構築物支出を、設備関係支出のうち教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出、図書支出、車両支出分を課税仕入に該当する部分として算出した¹⁸⁾。(4)については、C大学については、大学のほかに学校法人本体、高校、中学校、小学校、幼稚園の費用が別途算出されている。そこで大学の費用に、学校法人本体の大学割当分を教育活動支出計で案分し、両者のデータを合算して算出した。D大学が学校法人本体と大学自体の費用が別途算出されていたため、それらのデータを合算して算出した。これらの推計対象、推計方法を用いて次節では損税額を推計していく。

4. 推計結果

前節の推計方法をもとに、A大学、B大学、C大学は、2011年から2021年のデータを用

図2 課税仕入額の推移（単位：百万円）



出所：各大学財務情報より筆者作成。

- 17) 2020年前後で用いるデータが異なる理由として、大学のコロナ対応が挙げられる。コロナ禍により学生支援とくに部活動等の支援が大きく減少するためそれらを考慮するためにこのような比率としている。
- 18) なお、事業活動収支計算書の減価償却費と資産性支出の金額を相対的に比較したところ、対象期間を合算すると減価償却費の総和がいずれの大学においても90％超となることから、ある程度の長期間のデータを用いて推計をする場合には、減価償却費を用いることも可能であるが、今回は短期的な変動を考察すること、また、別途算出できる資料があることから、「資金収支計算書」のデータを用いて算出している。

い、D大学は2014年から2021年のデータを用い推計を行った。本節ではその結果について、3つの観点から考察を進めていく。まず第1に、各大学の課税仕入額の推移とその考察である。4大学の課税仕入額について、消費税の税率の変遷とともに表したものが図2である。

図2より、A大学については、2011年が最も高く、また2013年にも再度増加しているが、おおよそ消費税率が8%の時は2億円前後、10%になると2億円をやや上回る水準となっている。B大学については、2014年に課税仕入額が13億3,900万円と大きく上がっているものの、それ以外は5%の時はおおよそ5億円前後、8%の時は8億円前後、10%の時は10億円程度の課税仕入額となっていることが分かる¹⁹⁾。C大学については、5%の時はおおよそ7,000万円前後、8%から10%の時は、1億円から1億2,000万円程度の課税仕入額に

表5 課税仕入額と内訳 (単位：百万円，%)

	A大学 課税仕入額	うち 経常経費割合	うち 資産性経費割合	B大学 課税仕入額	うち 経常経費割合	うち 資産性経費割合
2011	263	39.6%	60.4%	359	89.4%	10.6%
2012	133	80.8%	19.2%	515	69.6%	30.4%
2013	249	41.2%	58.8%	426	78.8%	21.2%
2014	231	70.4%	29.6%	1,339	43.6%	56.4%
2015	210	75.1%	24.9%	698	78.8%	21.2%
2016	168	96.4%	3.6%	698	78.6%	21.4%
2017	175	92.4%	7.6%	817	71.1%	28.9%
2018	241	73.7%	26.3%	646	88.0%	12.0%
2019	241	77.7%	22.3%	909	74.0%	26.0%
2020	221	84.2%	15.8%	998	82.5%	17.5%
2021	245	78.9%	21.1%	975	81.5%	18.5%

	C大学 課税仕入額	うち 経常経費割合	うち 資産性経費割合	D大学 課税仕入額	うち 経常経費割合	うち 資産性経費割合
2011	79	86.8%	13.2%	-	-	-
2012	70	92.4%	7.6%	-	-	-
2013	69	89.4%	10.6%	-	-	-
2014	109	94.5%	5.5%	19	90.7%	9.3%
2015	100	89.3%	10.7%	21	82.9%	17.1%
2016	127	77.3%	22.7%	21	61.2%	38.8%
2017	348	32.7%	67.3%	22	67.0%	33.0%
2018	146	81.4%	18.6%	25	73.6%	26.4%
2019	132	89.9%	10.1%	23	82.2%	17.8%
2020	127	92.2%	7.8%	25	96.7%	3.3%
2021	135	89.0%	11.0%	20	93.1%	6.9%

出所：各大学財務情報より筆者作成。

19) B大学は、2014年に大規模な施設整備を行ったことにより、通常は15億程度の施設費が95億程度に増加しており、その結果課税仕入額が著しく増加している。C大学の2017年についても同様である。

なっている。D 大学については、おおよそ2014年以降、2,000万円前後の推移となっている。

次に、これらの課税仕入額がどのような要因によって増えているのか、各大学の内訳についてみたものが表5である。

各大学とも建物の増設等の資産性支出が大幅に増加する年度を除くと、経常経費の割合が80%から90%台にのぼり、それらの費目が大学経営の中心であることが分かる。そのため、その比率や金額の推移からみると、資産性支出の大きな年度において消費税の負担も大きく、このことは大学自体の経営でいえば学生のための施設整備等の拡充を行うことが求められる中で、これらの負担が著しく重くなっていくことが考えられるであろう。

最後にこれらの課税仕入額が各大学にとってどの程度負担になっているのかについて、収益や支出総額との関係から考察していく（表6）。

表6 各大学の収益率と損税率

	収益率				損税率			
	A 大学	B 大学	C 大学	D 大学	A 大学	B 大学	C 大学	D 大学
2011	8.1%	-16.1%	-8.5%	-	3.6%	1.3%	1.8%	-
2012	9.5%	1.0%	-8.7%	-	1.7%	2.1%	1.6%	-
2013	8.1%	4.3%	-4.7%	-	3.3%	1.8%	1.6%	-
2014	12.3%	1.8%	-18.1%	-38.5%	3.2%	5.4%	2.5%	3.1%
2015	8.8%	0.8%	-15.9%	-19.6%	2.8%	2.7%	2.3%	3.9%
2016	10.5%	3.2%	-13.8%	-9.1%	2.2%	2.7%	2.9%	3.8%
2017	12.2%	4.7%	-12.9%	-10.9%	2.4%	3.1%	7.7%	4.2%
2018	8.3%	8.5%	-8.3%	-18.5%	3.2%	2.5%	3.2%	4.4%
2019	8.6%	6.6%	-4.0%	-12.6%	3.2%	3.5%	2.9%	4.0%
2020	4.0%	4.4%	-4.2%	-22.5%	2.8%	3.4%	2.6%	3.5%
2021	6.7%	8.9%	1.5%	-13.6%	3.2%	3.4%	2.9%	3.2%

出所：各大学財務情報より筆者作成。

収益との考察をするために、帰属収入合計から教育活動支出を引いた額を収益とし、教育活動支出に占める割合を収益率として算出している。課税仕入の負担比率については、図2で見た課税仕入額について、各年の教育活動支出額で除したものを損税率として表している。収益率については、各大学で状況は大きく異なっている。A 大学は毎年ある程度収益率を確保しており、最も高い年で2014年の12.3%、低い年でも2020年の4.0%となっている²⁰⁾。B 大学も2011年を除き収益は基本的にはプラスであり、特に2016年以降は3%以上の収益を確保していることが分かる。C 大学は、2011年から2020年にかけて収益率はマ

20) 2020年において収益率が低くなっているのは、コロナ対応であることが類推できる。学生に対する援助による費用拡大が挙げられるであろう。他大学でもほぼ同様である。

イナスであり、2021年に唯一プラスになっているのが特徴である。D大学は2014年以降一貫してマイナスとなっている²¹⁾。

損税率でみると、各大学ともある程度一定程度の比率であり、A大学は1.7%から3.6%、B大学は1.3%から5.4%、C大学は1.6%から7.7%、D大学は3.1%から4.4%となっている。この比率は、各大学の収益率と比較すると、収益率が高いA大学、B大学においてもその収益の半分程度を占めるものであり、C大学においては、これらの損税額の還付等を受けることで費用から除去できることになれば、大幅に収益が改善することが見込まれるものといえる。このように、学校法人において、課税仕入による負担額である損税は大きなものであり、今後消費税の増税に伴って、大学経営をさらに圧迫する可能性があるといえるだろう。

5. おわりに

本稿では、学校法人を事例として、控除対象外消費税による損税の推計を行いその課題と実態を明らかにしてきた。得られた結果は以下のようにまとめられる。第1に学校法人を対象とした損税を推計した結果、各学校法人の利益水準の多くを占めることが明らかになったことが挙げられる。第2に学校法人の損税において、資産性支出の大きな年度において消費税の負担が大きく、今後の施設整備等を考えるならば、損税による負担は、学校法人にとって非常に大きなものであると類推できる。第3に消費税率の変化に応じて、経常経費による損税は比例的に増加しており、今後仮に消費税の増税が進むならば、それに応じて損税額の負担もより大きなものになると考えられる。

今後の課題として次のことが挙げられる。2節において非課税取引を行う産業の対策として、消費者へ転嫁すること、あるいは、利益等を減少させ、消費者が直面する価格を非課税価格まで引き下げることの2パターンがあることを述べているが、実際に学校法人の場合はどのような戦略をとっているかを分析することが挙げられる。さらにその戦略の影響また他の戦略をとることができていないとすればその要因について詳細にみていくことにより、損税そのものが与える影響を広範に検討することができると考えられる。

参考文献

- 浅井佐紀子（2016）「医療機関の控除対象外消費税に関する一考察」、租税資料館賞受賞論文集。
跡田直澄（1996）「消費税シミュレーションと今後の課題」『税経通信』8月号，pp.25-31。
安部和彦（2015a）「社会政策配慮に基づく消費税の非課税措置の将来像（上）」『税務弘報』63巻6号，pp.119-128。
安部和彦（2015b）「社会政策配慮に基づく消費税の非課税措置の将来像（下）」『税務弘報』63巻7号，pp.159-164。
岩岡由美（2020）「現行消費税法の損税問題に関する一考察：医療機関における控除対象外消

21) D大学は小規模な大学であることから、小学校から高校までの収益により大学の赤字をある程度補填していることが考えられる。

費税問題を中心として」『法学研究論集』43号, pp.105-132.

下山朗 (2020)「簡易課税制度による益税の推計と要因-『中小企業実態基本調査』を用いた実証分析-」『奈良県立大学研究季報』第31巻第1号, pp.1-22.

鈴木善充 (2011)「消費税における益税の推計」『会計検査研究』第43号, pp.45-56.

鈴木善充 (2013)「医療支出に対する課税について」『生駒経済論叢』第11巻2号, pp.233-253.

高林喜久生・下山朗 (2001)「消費税改革の経済効果-伝票方式導入の必要性和課題-」『経済学論究』(関西学院大学)第55巻1号, pp.53-82.

橋本恭之 (2002)「消費税の益税とその対策」『税研』Vol.18, No2, pp.48-52.

藤川清史 (1991)「消費税導入の経済効果-伝票方式と帳簿方式の相違を考慮した産業連関分析-」『大阪経大論集』第42巻第3号, pp.41-66.

藤川清史 (1997)「消費税導入の経済効果-1990年産業連関表を用いた予測とその評価-」『甲南経済学論集』第38巻第1号, pp.55-91.

森徹・森田雄一 (2016)「益税・損税の推計とその要因」『租税の経済分析』, 中央経済社.